

人権論から見た 生殖補助医療問題

→従来の議論で不足してきた論点・
視座から検討

日本学術会議公開講演会

2008年1月31日

第一部会員・東北大学 辻村みよ子

1

1 「新しい人権」の展開

1) 国際人権の展開とリプロダクティブ・ライツ

1994年 世界人口開発会議・カイロ行動綱領

1995年 世界女性会議北京宣言等

「性と生殖に関する健康と権利」 (リプロダク
ティヴ・ヘルス/ライツ)

2) 外国の憲法の例

1999年スイス連邦憲法(2000年施行)

7条 人間の尊厳

119条1項 生殖補助医療と遺伝子技術の濫用
からの保護

2

3) 日本国憲法(1946年公布、1947年施行)

- 13条前段 個人の尊重
- 13条後段 幸福追求権
(プライバシー権や自己決定権等
「新しい人権」の根拠規定)

⇒「公共の福祉」・内在的制約
との関係, 人権としての成熟度

3

2 自己決定権

「自己の個人的な事柄について、公権力から干渉されずに自ら決定する権利」

- ① 自己の生命、身体の処分
- ② 家族の形成、維持
- ③ リプロダクション(妊娠・出産・妊娠中絶など)
- ④ その他(ライフ・スタイルなど)

→いまだ裁判上で認められた権利として確立されてないものが多い

4

→生殖補助医療をめぐる議論 自己決定論の陥穽？

- 自律的個人・意思決定能力
- 真摯な同意、インフォームド・コンセント
- 格差社会/ 経済原理(経済的搾取)
- 性的搾取、家父長制、母性イデオロギー
etc.

5

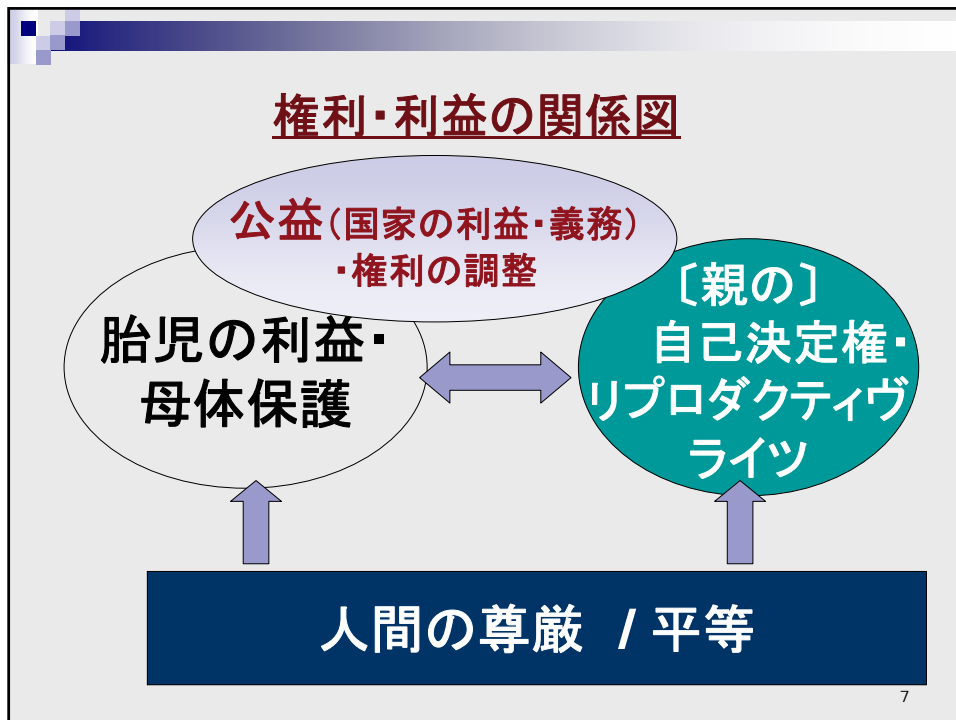
3 リプロダクティブ・ライツ

- ①「自己の生殖をコントロールする権利」
(生殖に関する自己決定権)
- ②「リプロダクティブ・ヘルスケアへの権利」

- 子どもの数, 時期, 間隔を決める権利
- 家族形成権
- 科学的進歩の恩恵を享受する権利

←→権利の内在的制約・公益

6



- ## 4 代理懐胎をめぐる議論
- ### 1) 従来 of 禁止論の問題点
- ① 子の福祉を最優先すべき
 - ② 身体的危険性・精神的負担を伴う
 - ③ 家族関係を複雑にする
 - ④ 社会全体が許容していない (人間の尊厳、公益・公序良俗)
- 制約根拠は **権利の内制的制約論が中心**
 (具体的かつ明確に示すべき)
 → 制約/許容の範囲・条件等を明確化すべき → 処罰は必要最小限度に
- 8

2) ジェンダー論の観点から

— 選択の自由か、女性の搾取か、家制度の呪縛か

- 家父長イデオロギー・母性イデオロギー
- 医療におけるジェンダー・バイアス
- 生命操作・優生思想
- 経済格差とアジア女性等の搾取
- 生殖医療技術の利用資格における差別

9

人権論からみた生殖補助医療問題

おわりに

- 人権論アプローチの有効性と課題
(権利調整/公益判断の困難性)
- 多角的視座から世界の最新動向を
見据えた報告書に

10